

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

1 基本的事項

(1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準(以下単に「基準」という。)の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

(2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分(以下「非対象設備」という。)については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(3) 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分(以下「対象設備」という。)又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは適当ではない。したがって、軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」及び事前に資料を提出することによる確認を要する軽微な変更工事(以下「確認を要する軽微な変更工事」という。)に区分する。なお、確認を要する軽微な変更工事については、変更の内容及び工事の内容を事前に確認した結果により、変更許可を要する場合もあり得る。

2 具体的な運用に関する事項

(1) 確認を要する軽微な変更工事

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする、この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、変更許可の手続きを要しないものとする。

(2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可を要しないものとする。なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

- (3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

- (4) 工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「確認を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「確認を要する軽微な変更工事」に係る部令の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の確認を要する軽微な変更工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

- (5) 確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する例示にあつては、別表1のとおりとする。なお、別表1に掲げる例示以外の内容で、別表1の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取り扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接溶断等火花を発する器具等を使用する工事であつて、安全対策上仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

別表1 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第1 定義

1 一般的事項

- 1 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 2 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- 3 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- 4 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- 5 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- 6 「改造」とは、一現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。
- 7 「変更」とは、変更内容を増設、移設、改造、取替、補修又は撤去の文言で表現することが適当でないものをいう。

2 その他

- (1) 「番号」欄の数字は、H14.3.29 消防危第49号通知の番号。数字に「*」がある場合は、通知のとおり。
- (2) 「番号内容」欄の「・」を付した項目は、49号通知にない宇城広域連合独自の項目である。
- (3) 「変更内容」欄の○付き数字があるものは、運用解説を参照すること。

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第2 具体的例示(共通事項)

項目	番号	変 更 内 容	申請区分：◎許可 ○変更届 ▲届出不要							運 用 解 説
			増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	
建築物及び工作物		《建築物》								《建築物》
	1	屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等①	◎	◎	◎	○	▲	○		① 壁に開口部を設ける場合又は開口部を閉じる場合は、改造に該当すること。 屋根（キャノピーを含む。）の取替えについては、小屋組、軸組の取替えも含むこと。取替えは、水平投影面積の2分の1未満に限ること。 移送取扱所に係る監視小屋については、「移送取扱所」の例によること。 ② 特定防火設備を防火設備に変更する場合（その逆も含む）、開口部の面積を変更し防火設備の大きさを変える場合等は、許可とすること。
		・屋根面の採光	◎	◎	◎	▲	▲	○		
		・建築物の基礎	◎	◎	◎	○	○	○		
		・耐火区画①	◎	◎	◎	○	○	○		
		・耐火区画の配管貫通部	◎	◎	◎	○	○	○		
	2*	防火上重要でない間仕切壁	○	○	○	○	○	○		
	3*	内装材	○	—	○	▲	▲	○		
		・内装材（危険物を取り扱わない場所）	○	—	○	▲	▲	○		
	4	防火設備②	◎	◎	◎	○	○	○		
		・防火設備の自動閉鎖装置	○	—	○	○	▲	○		
		・防火設備の構成部	—	—	○	○	○	○		
	5	ガラス、窓、窓枠（防火設備を除く。）	○	○	○	○	○	○		
	6	階段	◎	◎	○	▲	▲	○		
		・階段（危険物を取り扱わない場所及び指定可燃物・変電設備等の条例による規制対象事項とならない場所）	○	○	○	▲	▲	○		
		・雨どい	○	○	○	▲	▲	▲		
		《工作物》								《工作物》
	7	保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁	◎	◎	◎	○	○	○		① 架構とは、製造所及び一般取扱所のプラントを構成する危険物を取り扱う設備等を支持する工作物であって、足場としての床を有し、開放性を有するものであること。 ①②架構、架台等に点検用足場を取り付ける等の工事を行う場合は、資料提出とすること。 ② 非対象設備に係る配管の支柱及び架台は、防油堤内及び保有空地内を除き届出不要であること。 ③ 耐火措置の改造にあつては1時間耐火を確保すること ④ タンク等の歩廊、はしご、階段等については、「タンク等」によること。 非対象設備に係る配管の支柱及び架台は、防油堤内保有空地内を除き届出不要であること。
	8	架構①	◎	◎	◎	○	○	○		
		・流出防止板、金属製導	◎	◎	◎	▲	▲	○		
		・架構第1層部分の柱の耐火措置③	◎	—	○	▲	▲	○		
	9	配管、設備等の支柱、架台②	○	○	○	○	▲	○		
	9	配管、設備等の支柱、架台の耐火措置③	◎	—	○	○	▲	○		
	10	歩廊、はしご	○	○	○	○	○	○		
		・階段④	◎	◎	○	▲	▲	○		
		《保有空地》								《保有空地》
	11*	植栽	○	○	○	▲	▲	▲		① 非危険物設備、機器、架構、架台の工事に伴う保有空地、区画の増加も許可を要すこと。 油種変更により必要空地幅が増加する場合であっても、現有空地で満足する場合は、品名・数量又は指定数量の倍数変更届出によって差し支えないこと。
		・保有空地外の植栽（屋外タンク貯蔵所の防油堤に設ける植栽に限る。）	—	—	—	—	—	—	○	
		・保有空地、区画の増加①	—	—	—	—	—	—	◎	
		・保有空地、区画の減少	—	—	—	—	—	—	○	

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

タンク等 ①									① タンク等とは、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び20号タンクをいうものであること (以下、この運用基準において同じ。)
	《基礎等》	増	移	改	取	補	撤	変	《基礎等》
	12 犬走り、法面、コンクリートリング①	◎	◎	◎	○	▲	—		① ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修は、届出不要であること。 鉄筋にかかる工事は許可とすること。
	・上記以外のタンク基礎①	◎	◎	◎	○	○	○		
	13* 地下タンクの上部スラブ①	—	—	◎	◎	○	—		
	・特定、準特定タンクに係るボーリング調査	—	—	—	—	—	—	○	
	《構造等》								《構造等》
	14 屋根支柱、ラフター、ガイドポール、ウインドガーター等	◎	◎	◎	○	○	—		① 耐火措置の改造にあっては1時間耐火を確保すること。
	15 屋外タンクの支柱の耐火措置①	◎	—	○	○	○	○		② 第3章第4節（屋外タンク貯蔵所の基準）29によること。 ③ 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の工事には、取付用当板を含む。
	16 階段、はしご、手すり	◎	◎	◎	○	▲	○		
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けしているものに限る。）	◎	◎	◎	○	▲	○		
	・歩廊（タンク本体に直接取り付けしているものを除く。）	○	○	○	○	▲	○		④ 圧力タンク（地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び移動貯蔵タンクは常圧タンクを含む）にあっては許可とすること。
	・歩廊橋（タンク間の歩廊橋）②	—	—	◎	○	▲	○		
	・階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース③	○	○	○	○	▲	○		
	マンホールふたにノズルの取付け、取替え、取外し④							○	
	《設備等》								《設備等》
	17 タンク元弁①	○	○	○	○	○	○		① タンク元弁の設置は、既設ノズルを変更することなく、フランジ接合部を取り外して弁を取り付ける場合に限ること。 タンク元弁以外の弁及び付属配管途中の弁の増設等については、「危険物設備等」＜配管等＞の例によること。 手動弁から電動弁に変更（その逆も含む。）する場合（これに伴う分電盤の設置及びケーブル敷設を含む。）は、改造に該当すること。 1万k1以上の屋外タンクの緊急遮断弁については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。
	18* 通気管（地上部に限る。）②	◎	◎	◎	○	○	◎		
	・無弁通気管を大気弁付通気管に変更する場合（その逆も含む。大気弁付通気管の設定圧力変更も含む。）	—	—	○	—	—	—		
	・予備ノズルへの大気弁又は無弁通気管の増設	○	—	—	—	—	—		
	・フレームアレスター、引火防止網	○	○	○	▲	▲	○		
	・安全弁等③	◎	○	○	▲	▲	◎		
	・シールボット、ベントガス凝縮器④	◎	○	◎	▲	▲	○		
	・ベント共用配管又はベントガス処理装置（機器）への通気管等の接続⑤	◎	—	○	▲	▲	○		
	・窒素シール配管等	○	○	○	▲	▲	○		
	・通気管の受皿、パイプ等	○	○	○	▲	▲	○		
	19 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものを除く。）⑥	◎	◎	◎	○	○	○		② 複数設置している通気管の一部を撤去する場合、通気量の計算をして問題なければ資料提出として差し支えないこと。
	20 サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気、温水等を用いたものに限る。）	◎	○	○	○	○	○		③ 複数設置している安全弁の一部を撤去する場合、吹出し量等の計算をして問題なければ資料提出として差し支えないこと。
	21 内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）⑦	○	○	○	○	○	○		
	・既設ノズルを利用した液面計、温度計等⑧	○	○	○	○	○	○		④ 複数のタンクで共用する場合の増設は、主たる施設で許可を受け、他の施設は資料提出として差し支えないこと。

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

22	雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	○	⑤ 処理配管に接続されるまでに、一旦大気へ開放される形態のものにあっては資料提出として差し支えないこと。 複数のタンクを同時に接続する場合は、主たる施設で許可を受け、他の施設は資料提出として差し支えないこと。
	・ノズル用途の変更	—	—	—	—	—	—	○	⑥ ヒーターコイルの部分的な交換は、補修とみなす。配管材質、サイズ、長さ又は加熱（冷却）方法を変える場合は、改造に該当すること。 ヒーターコイルの撤去に伴う既設ノズルの閉止板もこの項に含めて差し支えないこと。
	・冷却用散水設備（義務設置）	◎	◎	◎	▲	▲	—	—	⑦ 検査のためのコーティングの部分的な撤去、復旧は、補修とみなす。
	・冷却用散水設備（自主設置）⑨	◎	○	◎	▲	▲	○	—	⑧ 液面計、温度計等の取替、取付けによる配線工事を伴う場合であっても、この項により判断して差し支えないこと。
	・熱交換器（アセトアルデヒド等に限る。）	◎	○	○	▲	▲	—	—	⑨ 義務設置の消火設備等の圧損・水量が大きくなる等影響がなければ資料提出として差し支えないこと。
	・熱交換器（自主設置）	◎	○	○	▲	▲	○	—	⑩ 注入配管、受入配管の工事は、「配管等」の例によること。 ローリー充てん等の一般取扱所に特例で遠方注入口を設置する場合は、一般取扱所で許可申請すること。この場合、タンク等の施設は、他に許可要件がない限り資料提出として差し支えないこと。
	・雨水遮蔽板	○	○	○	▲	▲	○	—	⑪ 屋外タンク貯蔵所にあつては、空地が増加する場合は許可とすること。保温、保冷材の解体、復旧は届出不要であること。
	・ゲージハッチ等（既設ノズルを利用したものに限る。）	○	○	○	▲	▲	○	—	⑫ ノズルの形状変更とは、ジェットノズル、タンク内の出入口挿入管（インナーパイプ）等のノズル形状を変更することをいう。
	・遠方注入口⑩	◎	○	○	▲	▲	○	—	⑬ 通気量の計算が必要となるタンク、新法・新基準タンクにおいて低減係数に変更が生じる場合及び圧力タンクで許容引張り応力に変更が生じる場合以外は届出不要として差し支えないこと。
	・遠方注入口のための静電気除去棒（電極）	○	○	○	▲	▲	○	—	
	・ミキサー、攪拌装置（電動機を含む。）	○	○	○	○	▲	○	—	
	・保温、保冷材⑪	○	—	○	▲	▲	○	—	
	・受入れ、払出しノズルの形状変更⑫	—	—	○	—	—	—	—	
	・常用圧力の変更（水圧検査を伴うものを除く。）	—	—	—	—	—	—	○	
	・常用圧力の変更（水圧検査を伴うもの）	—	—	—	—	—	—	◎	
	・貯蔵温度の変更⑬	—	—	—	—	—	—	○	
	・静電気除電板	○	○	○	▲	▲	○	—	

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

危険物施設等	《配管等》							《配管等》
	増	移	改	取	補	撤	変	
23	配管（地下配管、移送取扱所を除く。）①	◎	◎	◎	○	○	○	① 管径、板厚、材質、経路が変わる場合は許可とすること。 配管の工事について、次に掲げるものの一に該当する場合は許可とすること。 ア 配管支柱に耐火被覆を施工する必要がある場合 イ 配管の新設と同時に、施設の品名、数量、倍数に変更がある場合（ただし、一の施設で許可を受ける場合、他の施設は資料提出として差し支えないこと。） ② 地下配管とは、地下埋設配管及びカルバート等水没するおそれのある配管をいうこと。（常時、排水設備により排水している場所に設置するものを除く。） 地下配管及び移送取扱所の配管の工事の際、溶接を伴わない場合は資料提出として差し支えないこと。 ③ 移送取扱所に係る、流量計、温度計、圧力計、ストレーナー、フィルター及びベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等については、「移送取扱所」の例によること。 ④ タンク等の直近に設けるもの、消火設備に設けるもの以外の増設、改造は届出不要として差し支えないこと。 ⑤ サイトグラスについてはH13.2.28消防危第24号通知、または、これと同等以上の安全性が認められるものについては資料提出として差し支えないこと。
24	・地下配管及び移送取扱所の配管②	◎	◎	◎	◎	○	○	
	・配管途中の温度計、圧力計、フィルター、ストレーナー等（移送取扱所を除く。）③	○	○	○	▲	▲	▲	
25*	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）③	○	○	○	○	○	○	
26	可とう管継手（認定品及び口径40A未満のもの）④	○	○	○	▲	▲	○	
27	可とう管継手（上記以外）④	◎	○	◎	○	▲	○	
28	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものに限る。）	○	○	○	○	○	○	
29	配管の加熱装置（蒸気、温水等を用いたものを除く。）	◎	◎	◎	○	○	○	
30	配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます	◎	◎	○	○	○	○	
	・地下タンクの漏洩検知管	◎	◎	◎	○	▲	○	
	・地下タンクの漏洩検知設備	◎	◎	◎	○	▲	○	① ポンプ設備（移送取扱所を除く。）、熱交換器等の取替、改造については、能力（吐出圧力×吐出量、伝熱面積等）が1.2倍を超える場合は許可とすること。 型式が変更しても、取り替えとみなす。 ポンプ設備の電動機のみの変更については、「電気設備」の例によること。ポンプ、熱交換器の移設において、基準を満足している既設の囲い（側溝）内、建築物内での移設は、資料提出として差し支えないこと。 他施設で許可を受けているポンプを付属ポンプとして組み込む場合、付属ポンプから除外する場合は、資料提
	・給油ホース、給油ノズル、結合金具	◎	○	○	▲	▲	○	
	・危険物の払出し口、充填口等	◎	○	○	▲	▲	○	
	・地下配管の塗覆装、コーティング、電気防食	◎	—	◎	▲	▲	○	
	・配管のサイトグラス、テフロンホース等⑤	◎	○	○	○	▲	○	
33	ポンプ設備（移送取扱所を除く。）①	◎	◎	○	○	○	○	
34	熱交換器①	◎	◎	○	○	○	○	
	・熱交換器のチューブバンドル	—	—	○	▲	—	—	
35	熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等	○	○	○	○	○	○	
36	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	○	○	○	○	○	○	
	・危険物機器等の本体に付くバルブ（移動タンク貯蔵所の底弁、タンクの元弁、移送取扱所を除く。）	○	○	○	▲	▲	▲	
37	攪拌装置（電動機を除く。）②	○	○	○	○	○	○	
38	炉材	○	○	○	○	○	○	
39	反応機等の覗き窓ガラス（サイトグラス）	○	○	○	○	○	○	

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

危険物施設等	40	加熱、乾燥設備に付属する送風、集塵装置（電動機を除く。）	○	○	○	○	○	○		出として差し支えないこと。 ② タンク等に取り付けられるミキサー等については、「タンク等」の例によること。 ③ 排出、換気設備の多少の能力変更も取替えとみなして差し支えないこと。 排出、換気ファンのモーター変更を伴う場合は、「電気設備」の基準も勘案する必要があること。 ④ 塔の改造（材質の変更、トレイの充てん物への変更等）において、過半に満たない改造の場合は、資料提出として差し支えないこと。 高所対応の消火設備が必要な機器塔において、過半以上の改造を行う場合は、高所対応の消火設備を整備すること。
	41	波返し、とい、受け皿等飛散防止装置	○	○	○	○	○	○		
	42	ローディングアーム、アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	◎	○	○	○	○	○		
		・ローディングアーム又はアンローディングアームの構成部品	—	—	○	○	—	○		
	43	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	○	○	○	○	○	○		
	44	可燃性ガス回収装置	◎	○	○	○	○	○		
	45	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。）	○	—	○	○	○	○		
	46	排出設備（強制排出設備、ダクト等を含む。自然換気を除く。）③	◎	◎	◎	○	○	○		
	47	換気設備（ダクト等を含む。自然換気に限る。）③	◎	◎	◎	○	○	○		
	48	電気防食設備	◎	◎	◎	○	○	○		
		・その他の危険物機器（他の項目で規定されているものを除く。）④	◎	◎	◎	○	▲	○		
		・危険物機器の基礎（タンク等、防油堤、貯留設備、囲い、油分離槽等を除く。）	○	○	○	▲	▲	○		
		・危険物機器に係るベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（タンク等及び移送取扱所を除く。）	○	○	○	▲	▲	○		
		・危険物機器に係るノズルの用途変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・危険物機器の常用圧力、運転温度の変更（タンク等除く）	—	—	—	—	—	—	○	
		・非危険物機器	○	○	○	▲	▲	○		
		《制御装置、安全装置等》								《制御装置、安全装置等》
	49*	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備①	○	○	○	○	○	○		① 液面計には、界面検知器及び油面検知器等も含まれること。 ② 安全装置の機能の多少の変更は、取替えに該当すること。 複数設置している安全弁の一部を撤去する場合、吹出し量等の計算をして問題なければ資料提出として差し支えないこと。 ③ 消火設備の代替えとしての緊急遮断弁及び窒素封入装置については、「消火設備」によること。 ④ マンホールプロテクターの工事の際、タンク本体に影響を与える場合はタンク等の例によること。
	50	安全弁、破裂板等の安全装置②	◎	○	○	○	○	◎		
	51	温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）	○	○	○	○	○	○		
	52	緊急遮断弁（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。）（1万KL以上の屋外タンク及び移送取扱所の緊急遮断弁を除く。）③	○	○	○	○	○	○		
	53*	地下タンクのマンホールプロテクター④	○	○	○	○	○	○		
		・ガス検知器、ガス漏えい監視装置（任意設置のもの）	○	○	○	▲	▲	▲		
防油堤及び排水溝等		《防油堤等》①								《防油堤等》
	54	防油堤（仕切堤を含む。）②	◎	◎	◎	◎	○	—		① 防油堤本体に影響を与える場合は許可とすること。 防油堤貫通部を埋め戻す際、配筋工事がある場合は許可とすること。資料提出に該当する場合であっても、漏えい防止に有効な工事方法とすること。 ② 既存防油堤に新たに目地を設ける
	55	防油堤水抜弁	○	○	○	○	○	○		
	56*	防油堤水抜弁の開閉表示装置	○	○	○	○	○	○		
	57	防油堤の階段、防油堤内の点検歩廊（防油堤と一体構造のもの）	○	○	○	○	○	○		
	58*	防油堤の階段、防油堤内の点検歩廊（防油堤と一体構造でないもの）	○	○	○	○	○	○		

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

		・防油堤容量の変更	—	—	—	—	—	—	○	場合又は既存目地部に漏えい防止措置を設ける場合は改造に該当すること。
		・仮設防油堤進入路	○	○	○	—	—	○		
		《排水溝等》								《排水溝等》
	59	排水溝、貯留設備、油分離槽、囲い（ダイク）等①	◎	◎	◎	○	○	○		① 法的に満足する囲い、排水溝の範囲内に任意で増設する場合は、資料提出として差し支えないこと。 ② ブランケットの増設は許可とすること。
	60	ブランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）②	○	○	○	○	○	○		
		・防油堤内の敷石をコンクリートに変更する。	—	—	—	—	—	—	○	
		・防油堤内の排水溝	○	○	○	▲	▲	○		
電気設備等①	61*	電気設備（配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具、照明器具、電動機等）②	○	○	○	○	○	○		① 「電気設備」の基準を満足する必要があること。 非対象設備に付随する器具については、当該非対象設備の取扱いとすること。 ・ 給油取扱所に、急速充電設備を新たに設置する場合、又は急速充電設備の設置位置を変える場合には「変更許可」を要する。 ② 移送取扱所のポンプの電動機の改造（新たに50kWを超えるものに限る。）は許可とすること。
	62	避雷設備	◎	◎	◎	○	○	○		
	63	静電気除去装置（接地方式のものに限る。）	○	○	○	○	○	○		
		・ 静電気除去装置（接地方式のものを除く。）	◎	◎	◎	○	▲	○		
消火設備		《消火設備》①								《消火設備》
	64	ポンプ・消火薬剤タンク	◎	◎	◎	○	○	○		① 消火設備の変更で、電気設備の変更を伴うものについても、この項により判断して差し支えないこと。 自主設置に係る消火設備は、原則として資料提出で差し支えないこと。
		・ 薬剤ボンベ	◎	◎	◎	○	—	○		
	65*	1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）②	◎	◎	◎	○	○	○		
		・ 泡ヘッド	◎	◎	◎	○	—	○		
	66	1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等	○	○	○	○	○	○		② 第1種から第3種消火設備には、ドレンチャー設備、窒素封入設備、スナッフイングスチーム吹込設備及び燃料緊急遮断弁等の特殊消火設備を含むこと。 配管の工事に伴い圧力損失が減少するものについては、資料提出で差し支えないこと（埋設配管を除く。）
		・ 水源、貯水槽	◎	◎	◎	○	○	○		
		・ 呼水装置（減水警報装置を含む。）	—	○	○	▲	▲	○		
		・ 制御盤、安全装置、起動装置、音響警報装置	◎	◎	◎	▲	▲	○		
		・ 消火栓箱、ホース	○	○	○	▲	▲	○		③ 消火薬剤の変更は、改造に該当すること。薬剤種別、メーカー名、商品名が変更されても、適応性（水溶性、非水溶性の別）、泡水溶液濃度に変更がない場合は、資料提出として差し支えないこと。
		・ 表示灯、始動表示灯	○	○	○	▲	▲	○		
		・ 予備動力源、非常電源	◎	◎	◎	○	▲	○		
	67	第4種、第5種消火設備	○	○	—	▲	▲	○		
	68	消火薬剤③	—	—	◎	▲	—	○		
		・ 他の施設の消火設備を当該施設の消火設備とする場合	—	—	—	—	—	—	◎	
		・ アルキルアルミニウム等の燃焼槽	◎	◎	◎	◎	▲	○		
警報設備		《警報設備》①								《警報設備》
	69*	警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く。）	○	○	○	○	○	○		① 警報設備の変更で、電気設備（配線を含む。）の変更を伴うものについても、この項により判断して差し支えないこと。自主設置に係る警報設備は、原則として資料提出で差し支えないこと。
	70	自動火災報知設備の受信機	◎	◎	◎	○	▲	○		
	71	自動火災報知設備の感知器②	◎	◎	◎	▲	—	○		
		・ 中継器、発信器、表示灯、地区音響装置	◎	◎	◎	▲	▲	△		
		・ 非常電源	—	○	○	▲	▲	—		② 10個以下（既設と同種類のものに限る。）で警戒区域の変更がない場合は
		・ 代替え設備（ページング等）	◎	○	○	▲	▲	○		

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

		・警鐘、拡声装置	○	○	▲	▲	▲	○		資料提出として差し支えないこと。
		・移送取扱所に係る警報設備	◎	○	▲	▲	▲	○		
その他	72	標識、掲示板	○	○	○	○	○	—		① 休止（遊休）に伴い、許可申請書の品名、数量、倍数欄の内容が変わる場合は、「品名数量倍数変更届」の提出を行い、休止に係る資料を同届出に添付して差し支えないこと。 ② 共用設備とは、この運用基準に掲げる設備、機器等が複数の危険物施設に所属する設備をいうこと。 共用設備の工事については、主たる施設で許可又は資料提出を行い、他の施設については資料提出として差し支えないこと。 ③ 個々の安全対策設備の工事については、該当する変更内容の扱いによること。
		・事故に係る変更工事	—	—	—	—	—	—	◎	
		・非危険物機器を危険物機器に変更	—	—	—	—	—	—	◎	
		・危険物機器を非危険物機器に変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・20号タンクを20号タンク以外に変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・危険物以外の物品の貯蔵禁止の例外を行う場合（元の危険物に戻す場合を含む。）	—	—	—	—	—	—	○	
		・設置者等の住所、氏名、会社名（譲渡引渡届に係るものを除く。）の変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・建築物、タンク等、ポンプ等の設備機器の機番、名称変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・ポンプ、熱交換器、ベッセル等の単一又は複数機器の休止①	—	—	—	—	—	—	○	
		・複数の工程を有する製造所等の一工程の休止①	—	—	—	—	—	—	○	
		・品名数量倍数変更届の提出は要さないが、算定根拠となるその内訳を変更する場合（試作品目の変更等を含む。）	—	—	—	—	—	—	○	
		・機器の内容物の変更	—	—	—	—	—	—	○	
		・共用設備（ポンプ、配管、防油堤、消火設備、警報設備等）②	—	—	—	—	—	—	○	
		・単独荷卸しに必要な安全対策設備（危険物保安技術協会の性能評価を受けているシステムに限る。）③	○	○	○	▲	▲	○		

第3 施設別事項

項目	番号	変 更 内 容	申請区分：◎許可 ○変更届 ▲届出不要							運 用 解 説
			増設	移設	改造	取替	補修	撤去	変更	
製造所・一般取扱所	73	ボイラー、炉等のバーナーノズル	◎	○	○	○	○	○		① ノズル等の取替えに伴い、施設の品名、数量、倍数に変更があり、かつ、位置、構造、設備の基準に変更を生じる場合は、許可とすること。 ② ホースの改造に伴い特例を適用する場合は、許可とすること。 ③ 充填設備のうち、ホース、ノズル又は結合金具については、「配管等」の例によること。 容器詰替えの一般取扱所の固定注油設備については、「給油取扱所」の例によること。 ④ 防爆構造について特例を適用する場合は許可とすること。
	74	塗装機噴霧ノズル、ホース等②	◎	○	○	○	○	○		
	75	運搬容器の充填設備（固定注油設備）③	◎	○	○	○	▲	○		
	76	分析計（キュービクル内取付を含む。） 〔分析計（例）サルファー分析計、ガスクロマトグラフィ、オートサンプラー、粘度計等〕④	○	○	○	○	○	○		
	117*	作業用広報スピーカー	○	○	○	○	○	○		
屋内貯蔵所	77	ラック式以外の棚①	○	○	○	○	○	○		① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。 ラック式以外の棚にあつては、高さ、幅、長さが若干変わっても取替えとみなす。
	78	ラック式棚①	◎	◎	◎	○	○	○		
	79	冷房装置等	◎	○	○	○	○	○		

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

屋外タンク貯蔵所	80	ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	◎	○	○	○	○	—	① 複数設置しているドレンの一部を撤去する場合、流量等の計算をして問題なければ資料提出として差し支えないこと。 ② 保温、保冷材の解体、復旧は届出不要であること。 保温、保冷材の厚さが増加しても保有空地が拡大しない場合は、資料提出で差し支えないこと。 ③ 予備動力源の種類を変更する場合は許可とすること。
	81*	ボンツーン	◎	—	◎	◎	◎	—	
	82*	ウエザーシールド（浮き屋根に設ける設備）	◎	—	◎	○	○	—	
	83	浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	◎	—	○	○	○	—	
	84	ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備） エマージェンシードレン①	◎	○	◎	○	○	◎	
	85	保温（冷）材②	○	—	○	○	○	○	
	86	流出危険物自動検知警報装置	◎	○	○	○	○	○	
		・流出危険物自動検知警報装置（自主設置）	○	○	○	▲	▲	▲	
	88	コーティング	○	○	○	○	○	○	
屋内タンク貯蔵所		・緊急遮断弁（1万k l以上のタンク）③	◎	◎	○	▲	▲	○	
	89*	出入口のしきい	◎	◎	◎	▲	▲	—	
		・出入口のせき板	◎	◎	◎	▲	▲	○	
簡易タンク貯蔵所	90	タンク固定金具	○	○	○	○	○	○	
移動タンク貯蔵所①	91	底弁、底弁の手動又は自動閉鎖装置	—	◎	◎	○	○	—	① ポンプ、流量計(付属装置)については、「危険物設備等」の例によること。 ② IMO表示板を貼付しているタンクコンテナと車両の緊結装置に適合性がある場合は、資料提出として差し支えないこと。
	92	マンホール、注入口のふた	—	—	—	○	○	○	
	93	マンホール部の防熱、防塵カバー	○	—	○	○	○	○	
	94	品名、数量表示板	○	○	○	○	○	—	
	95	Uボルト	◎	◎	◎	○	○	○	
	96	可燃性蒸気回収ホース	○	—	○	○	○	○	
	97	注入ホース（結合金具を含む。）	○	—	○	○	○	○	
		・注入ノズル	◎	—	○	▲	▲	○	
	98	箱枠	—	—	◎	○	○	—	
	99*	積載式の移動貯蔵タンクの追加②	◎	—	—	—	—	—	
		・交換コンテナの除外（国際式を除く。）	—	—	—	—	—	○	
		・国際式交換コンテナの除外	—	—	—	—	—	○	
		・緊結金具（Uボルトを除く。）	◎	○	◎	▲	▲	○	
		・後方監視用カメラ	○	○	○	▲	▲	○	
屋外貯蔵所		・アクリライト（アクリライトの両側に弁を設け、設置されたものに限る。）	○	○	○	○	○	○	① ラック式棚とは、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたものをいう。 ラック式以外の棚にあつては、高さ、幅、長さが若干変わっても取替え
		・車台、タンクの取替え	—	—	—	◎	—	—	
	100	周囲の柵	○	○	○	○	○	○	
	101	ラック式棚①	◎	◎	◎	○	▲	○	
		・ラック式以外の棚①	○	○	○	▲	▲	○	
屋外貯蔵所	102	固体分離槽	◎	◎	◎	○	○	○	
	103	シート固着装置	○	○	○	○	○	○	

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

給油取扱所		・地盤面	○	○	○	○	▲	○		とみなす。
		・硫黄等の囲い	○	○	○	○	▲	○		
		《工作物等》	増	移	改	取	補	撤	変	《工作物等》
	104	防火塀	◎	◎	◎	—	○	—		① 犬走り、アイランド等の工事により、給油・注油空地の変更を伴うものは許可とすること。
	105	犬走り、アイランド等①	○	○	○	—	○	○		
	106*	サインポール、看板等（電気設備）②	○	○	○	○	○	○		
	107*	日除け等（キャノピーを除く。）	○	○	○	○	○	○		② 可動式（電気によるものを除く。）の看板等の工事は、届出を要しないこと。 サインポール、看板等の変更に際して、配線等の電気設備の変更を伴う場合であってもこの項により判断して差し支えないこと。 キャノピー上の広告バルーンの設置についても、この項により判断して差し支えないこと。
		《給油機器等》								《給油機器等》
	108	給油量表示装置	○	○	○	○	○	○		① 固定給油（注油）設備（認定品に限る。）の工事において次の場合は許可とすること。 ・給油ホースの長さ、給油ホースの数、ホーススライドの範囲、危険場所の範囲が増加する場合 ・セルフ用で油種判定機能を削除する場合 ・地上式を懸垂式に取り替える場合 ・ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合 ・吐出量の異なる固定給油設備に取り替える場合（例 ガソリン用から軽油用へ）
	109*	カードリーダー等の省力機器	○	○	○	○	○	○		
	110	通気管の可燃性蒸気回収装置	○	○	○	○	○	○		
	111	タンクローリー用アースターミナル	○	○	○	○	○	—		
	112	固定給油（注油）設備（認定品に限る。）①	◎	◎	○	○	○	○		
		・固定給油（注油）設備（非認定品に限る。）	◎	◎	◎	◎	▲	○		
		《その他設備機器等》								《その他設備機器等》
	113	混合燃料油調合器、蒸気洗浄機、洗車機（箱型洗車機を除く。）、オートリフト等①	◎	◎	○	○	○	○		① 付随設備の工事については、位置の基準を満足すること。 ② 自動車の点検等に使用する機器等には、オイルキャビネット、ウォールタンク、オイルチェンジャー、スピードテスター、オートタイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、サイドスリップレテスター、エアーコンプレッサー、部品洗浄台、ブレーキテスター、箱型洗車機、マット洗浄機、洗濯機等を含むこと。 ③ 冷暖房設備で移動式のものは、届出を要さないこと。 ④ 危険物製造所等変更届により処理すること。 ⑤ ガス設備のみの変更工事等はその内容により個別に判断する。
	114*	自動車の点検等に使用する機器等①②③	○	○	○	○	○	○		
	115*	セールスルーム（ショップ含む。）内の電気設備、給排水設備	○	○	○	○	○	○		
	116*	セルフ給油所の監視機器、放送機器	◎	◎	◎	○	○	—		
		・給油、注油空地内のコンクリート等の舗装	—	—	○	○	▲	—		
		・冷暖房設備（灯油式、ガス式、電気式）③	○	○	○	▲	▲	○		
		・アイランドサービスユニット	○	○	○	▲	▲	○		
		・防火塀に設ける2平方メートル以内の防火設備のガラス戸（はめごろし戸に限る）	◎	◎	◎	○	○	◎		
		・仮設防火塀	—	—	—	—	—	—	○	
		・防犯用監視機器（カメラ、放送設備）	○	○	○	▲	▲	○		
		・土壌調査のためのボーリング工事 ④							○	
	117	圧縮天然ガス等充填設備給油取扱所⑤								

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

販売取扱所	118	延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁	◎	◎	◎	○	○	—		
	119	棚	○	○	○	○	○	○		
移送取扱所①	120	土盛り等漏えい拡散防止設備②	◎	◎	◎	○	○	○		① 配管（本管、リターン配管、バイパス配管に限る。）の溶接を伴う工事は許可とすること。 ② 代替措置の流量測定装置、圧力測定装置及び油膜検知装置を含むこと。 ③ ポンプの電動機（50kW以下のものに限る。）の工事は資料提出として差し支えないこと。 ④ 配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）の工事の際、本管への溶接を伴う場合は許可とすること。
	121	衝突防護設備	◎	◎	◎	○	○	○		
		・監視小屋	○	○	○	▲	▲	○		
	122	ポンプ設備③	◎	◎	◎	◎	○	○		
	123	切替弁、制御弁等	◎	◎	○	○	○	○		
	124	緊急遮断弁	◎	◎	○	○	○	○		
	125	ピグ取扱装置	◎	◎	○	○	○	○		
	126	感震装置	◎	○	○	○	○	○		
		・ローディングアーム、アンローディングアーム（移送取扱所に限る。）	◎	◎	◎	◎	○	○		
	127	船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカブラー	—	—	○	○	○	○		
	128	巡回監視車	○	○	○	○	○	○		
	31	漏洩検知口	◎	◎	○	○	○	○		
	32*	漏洩検知設備	◎	◎	◎	○	▲	○		
		・流量計、温度計、圧力計	○	○	○	○	▲	○		
		・フィルター、ストレーナー	○	○	○	○	▲	○		
		・配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所に限る。）④	◎	◎	○	▲	▲	○		
		・防護工等	◎	◎	◎	○	▲	○		
		・分析計、オートサンプラー、粘度計等	○	○	○	○	▲	○		
		・防舷材	○	○	○	▲	▲	○		

第4 施設別事項

資料の提出を要する軽微な変更工事
〔構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い〕 ・固定給油（注油）設備の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取付け及びこれに伴う代替固定給油（注油）設備の一時的な新設及び撤去の一連工事 ・同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 ・同一敷地内における屋内から屋外への常置場所の変更 ・同一敷地内における屋内から屋内（同一建物に限る。）へ常置場所の変更 〔タンク本体に係る補修工事〕 ・タンク本体に係る補修工事（別表2）
資料の提出を要しない軽微な変更工事
〔構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い〕 ・塗装工事 ・点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事

第2章 申請手続き及び方法

第2節 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

別表2 タンク本体に係る補修工事

1 確認を要する軽微な変更工事となる小規模な溶接工事

(H9.3.26 消防危第36号)

項 目	内 容	条 件
(1) 付属設備 (タンク付属 物取付用当て板を 含む。)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サ ポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 屋根板及び側板の気相部におけるノズル、マ ンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板 (圧力タンク 及び浮屋根式タ ンクを除く。)	ア 重ね補修工事	1 箇所当たり 0.09 m ² 以下で合計 3 箇所以下
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部における重ね補修工事	1 箇所当たり 0.09 m ² 以下
	イ 気相部における肉盛り補修工事	
	ウ 液接部における肉盛り補修工事 (溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間 隔を有して行うもの)	1 箇所当たり 0.003 m ² 以下で、 かつ、母材の1枚に対して3箇所以下
(4) 底板	ア 側板内面から600mmの範囲外のアニュラ板又 は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の1/2 未満で補修基準(平成6年9月1日付消防危第 73号危険物規制課長通知別添1の補修基準をい う。)の分類で○に該当する工事(特定以外の 屋外貯蔵タンクにあっては、これに相当する工 事をいう。)	1 箇所当たり 0.09 m ² 以下で合計 3 箇所以下
	イ 側板内面から600mmの範囲外のアニュラ板又 は底板の肉盛り補修工事(溶接部から当該板の 板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの)	1 箇所当たり 0.03 m ² 以下で、か つ、全体補修が次に示すもの (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク ：0.03 m ² 以下 (イ) 1万kl未満の特定屋外貯蔵 タンク：0.06 m ² 以下 (ウ) 1万kl以上の特定屋外貯蔵 タンク：0.09 m ² 以下
	ウ 側板内面から600mmの範囲以外の底板に係る 溶接部補修工事	1 箇所当たり 0.3m以下で、か つ、全体補修が次に示すもの (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク ：1.0m以下 (イ) 1万kl未満の特定屋外貯蔵 タンク：0.3m以下 (ウ) 1万kl以上の特定屋外貯蔵 タンク：5.0m以下
(5) 製造所等のタンク	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様	

2 地下貯蔵タンクの内面コーティング

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しないものに対し、内面の腐食を防止するためのコーティングを講じる場合は、マンホールの取り付け工事が必要な場合を除き、軽微な変更工事とする。

(H22.7.8 消防危第144号通知)